

緑化基準の比較

自治体名	杉並区(全域)	世田谷区(風致地区内)	鎌倉市(風致地区内)
根拠規定	<p>◆杉並区みどりの条例(自主条例)</p> <p>(緑化計画書の届出等)</p> <p>第17条 住宅等の建設・・・(略)・・・を行おうとする者は、規則で定めるところにより、緑化に関する計画書を作成し、区長に届け出なければならない。</p> <p>2 建設者等は、前項の規定による届出に係る緑化が規則で定める基準に適合していないときは、・・・(略)・・・区長に協議しなければならない。</p>	<p>◆東京都風致地区条例(都市計画法に基づく委任条例)</p> <p>◆特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例</p> <p>(許可を要する行為)</p> <p>第3条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。</p> <p>：</p> <p>五 建築物等の建築</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 知事は、第3条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。</p> <p>：</p> <p>五 建築物の建築については、次に該当するものであること。<u>ただし、イ、ロ又はハについては、当該建築物の敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確實と認められる・・・(略)・・・場合は、この限りでない。</u></p> <p>イ 建築物の建ぺい率が、第一種風致地区にあつては10分の2以下、第二種風致地区にあつては10分の4以下であること。</p> <p>ロ (外壁から敷地境界線までの距離の基準)</p> <p>ハ (高さの基準)</p> <p>ニ 建築物の位置、形態及び意匠が当該建築物の敷地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>※ <u>通常の許可基準においては緑化の基準はないが、ただし書の適用を受ける場合に緑化の基準を満たす必要が生ずる場合がある。</u></p>	<p>◆神奈川県風致地区条例(都市計画法に基づく委任条例)</p> <p>◆神奈川県事務処理の特例に関する条例</p> <p>(許可等)</p> <p>第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事・・・(略)・・・の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 建築物等の建築</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 知事は、第2条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。</p> <p>(1) 建築物の新築</p> <p>：</p> <p>ウ その他の建築物</p> <p>(ア) (高さの基準)</p> <p>(イ) (建ぺい率の基準：20%～40%以下)</p> <p>(ウ) (壁面後退距離の基準)</p> <p>(エ) 建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が6メートル以下であること。</p> <p>(オ) 建築物の位置、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>(カ) <u>建築物の敷地内に風致の維持に必要な木竹が存在しないときは、風致の維持に必要な植栽等を行うこと。</u></p>
対象の建築行為	<p>全ての建築行為</p>	<p>床面積の合計が10㎡以下の建築行為(高さ8mを超えるものを除く。)以外の建築行為</p>	<p>次のいずれにも該当する建築行為以外の建築行為</p> <p>(1) 床面積の合計が10㎡以下</p> <p>(2) 建築物の高さ及び建ぺい率が基準以下</p> <p>(3) 壁面後退距離が基準以上</p>

自治体名	杉 並 区 (全域)	世 田 谷 区 (風致地区内)	鎌 倉 市 (風致地区内)																																																																																																																													
緑化基準	<p>【杉並区みどりの条例施行規則】</p> <p>①緑地面積の基準 基準緑地面積 (㎡) =敷地面積 (㎡) × (1 - 建ぺい率) × 次表の率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途地域 敷地面積 ㎡</th> <th>一低・二低</th> <th>一中・二中 一住・二住 準住・準工</th> <th>近商・商業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200未満</td> <td>0.25 ×通減率</td> <td>0.2 ×通減率</td> <td>0.1 ×通減率</td> </tr> <tr> <td>200～300</td> <td>0.25</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>300～500</td> <td>0.25</td> <td>0.2</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>500～1000</td> <td>0.3</td> <td>0.25</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>1000～3000</td> <td>0.35</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>3000～10000</td> <td>0.4</td> <td>0.35</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>10000～</td> <td>0.45</td> <td>0.4</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>通減率 = 敷地面積 / 200</p> <p>②接道部緑化の基準 基準接道部緑化延長 (m) =接道部延長 (m) × 次表の率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物の種類 敷地面積 ㎡</th> <th>住宅</th> <th>事務所</th> <th>庁舎</th> <th>屋外運動競技施設</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200未満</td> <td>0.4 × 通減率</td> <td>0.2 × 通減率</td> <td>0.5 × 通減率</td> <td>0.6 × 通減率</td> <td>0.2 × 通減率</td> </tr> <tr> <td>200～500</td> <td>0.4</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>500～1000</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>1000～3000</td> <td>0.6</td> <td>0.5</td> <td>0.7</td> <td>0.7</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>3000～10000</td> <td>0.7</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> <td>0.7</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>10000～30000</td> <td>0.7</td> <td>0.7</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>30000～</td> <td>0.8</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>通減率 = 敷地面積 / 200</p>	用途地域 敷地面積 ㎡	一低・二低	一中・二中 一住・二住 準住・準工	近商・商業	200未満	0.25 ×通減率	0.2 ×通減率	0.1 ×通減率	200～300	0.25	0.2	0.1	300～500	0.25	0.2	0.15	500～1000	0.3	0.25	0.15	1000～3000	0.35	0.3	0.2	3000～10000	0.4	0.35	0.2	10000～	0.45	0.4	0.2	建築物の種類 敷地面積 ㎡	住宅	事務所	庁舎	屋外運動競技施設	その他	200未満	0.4 × 通減率	0.2 × 通減率	0.5 × 通減率	0.6 × 通減率	0.2 × 通減率	200～500	0.4	0.2	0.5	0.6	0.2	500～1000	0.5	0.3	0.6	0.7	0.3	1000～3000	0.6	0.5	0.7	0.7	0.5	3000～10000	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6	10000～30000	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	30000～	0.8	0.7	0.8	0.8	0.7	<p>【東京都風致地区条例に基づく許可の審査基準】</p> <p>※行政手続条例に基づく審査基準</p> <p>◆地域区分</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A地域</td> <td>風致地区の核として優良な風致を特に保全すべき地域</td> </tr> <tr> <td>B地域</td> <td>核としての地域をとりまくなど風致地区の美観、雰囲気を守る役割を果たすべき地域 第一種低層住居専用地域など</td> </tr> <tr> <td>C地域</td> <td>住宅を中心として一定程度の風致が維持されている地域 第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域など</td> </tr> <tr> <td>D地域</td> <td>風致が相当失われている地域 近隣商業地域及び商業地域など</td> </tr> <tr> <td>S地域</td> <td>公共的な街づくり手法等の適用を受けた地区で、特殊な位置づけを与えるべき地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆緑化基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緑地率</th> <th>地域</th> <th>主な適用するケースの例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">30%</td> <td>A地域</td> <td>◎既存不適格建築物の建替えのため、イ・ロの緩和を受ける場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地域</td> <td>◎三角地などの不整形地においてロの緩和を受ける場合</td> </tr> <tr> <td>◎用途上等においてやむを得ずイ・ロの緩和を受ける場合</td> </tr> <tr> <td>B地域</td> <td>◎既存不適格建築物の建替えのため、ハの緩和を受ける場合</td> </tr> <tr> <td>C地域</td> <td>◎都市計画で定める建ぺい率が風致の基準を大きく超える場合に、イの緩和を受ける場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">20%</td> <td>B地域</td> <td>◎既存不適格建築物の建替えのため、イ・ロの緩和を受ける場合</td> </tr> <tr> <td>B地域</td> <td>◎120㎡未満の住宅用地において、イ・ロの緩和を受ける場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C地域</td> <td>◎三角地などの不整形地においてロの緩和を受ける場合</td> </tr> <tr> <td>◎用途上等においてやむを得ずイ・ロの緩和を受ける場合</td> </tr> <tr> <td>D地域</td> <td>◎都市計画で定める建ぺい率が風致の基準を大きく超える場合に、イ</td> </tr> </tbody> </table>	A地域	風致地区の核として優良な風致を特に保全すべき地域	B地域	核としての地域をとりまくなど風致地区の美観、雰囲気を守る役割を果たすべき地域 第一種低層住居専用地域など	C地域	住宅を中心として一定程度の風致が維持されている地域 第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域など	D地域	風致が相当失われている地域 近隣商業地域及び商業地域など	S地域	公共的な街づくり手法等の適用を受けた地区で、特殊な位置づけを与えるべき地域	緑地率	地域	主な適用するケースの例	30%	A地域	◎既存不適格建築物の建替えのため、イ・ロの緩和を受ける場合	B地域	◎三角地などの不整形地においてロの緩和を受ける場合	◎用途上等においてやむを得ずイ・ロの緩和を受ける場合	B地域	◎既存不適格建築物の建替えのため、ハの緩和を受ける場合	C地域	◎都市計画で定める建ぺい率が風致の基準を大きく超える場合に、イの緩和を受ける場合	20%	B地域	◎既存不適格建築物の建替えのため、イ・ロの緩和を受ける場合	B地域	◎120㎡未満の住宅用地において、イ・ロの緩和を受ける場合	C地域	◎三角地などの不整形地においてロの緩和を受ける場合	◎用途上等においてやむを得ずイ・ロの緩和を受ける場合	D地域	◎都市計画で定める建ぺい率が風致の基準を大きく超える場合に、イ	<p>【鎌倉市における風致地区条例の運用に関する審査基準】</p> <p>※行政手続条例に基づく審査基準</p> <p>◆風致の維持に必要な植栽の基準 次のいずれにも該当するもの</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>将来において高木、中木及び低木等が一体となって良好な自然環境を形成するようなものであること。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>外柵等はできる限り生垣であること。</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>植栽の割合は、敷地面積の10分の2以上であること。ただし、建物の用途（学校、幼稚園、保育園など）上、植栽をその敷地の10分の2以上確保することが困難であると判断でき、その建物の周りに高、中木等の植栽を施すなど、周辺風致に配慮されていると認められる場合は、この限りではない。</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>道路前面には、できる限り生垣及び高、中木の植栽が施されていること。</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>人工地盤上及び地下車庫上も土壌を厚く取り、極力植栽が施されていること。</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>植栽する樹種については、別表に示す「樹木選定参考図」の中から選定されていること。</td> </tr> </tbody> </table>	(1)	将来において高木、中木及び低木等が一体となって良好な自然環境を形成するようなものであること。	(2)	外柵等 はできる限り 生垣 であること。	(3)	植栽の割合は、 敷地面積の10分の2以上 であること。ただし、建物の用途（学校、幼稚園、保育園など）上、植栽をその敷地の10分の2以上確保することが困難であると判断でき、その建物の周りに高、中木等の植栽を施すなど、周辺風致に配慮されていると認められる場合は、この限りではない。	(4)	道路前面 には、できる限り 生垣及び高、中木の植栽 が施されていること。	(5)	人工地盤上及び地下車庫上も土壌を厚く取り、極力植栽が施されていること。	(6)	植栽する樹種については、別表に示す「樹木選定参考図」の中から選定されていること。
用途地域 敷地面積 ㎡	一低・二低	一中・二中 一住・二住 準住・準工	近商・商業																																																																																																																													
200未満	0.25 ×通減率	0.2 ×通減率	0.1 ×通減率																																																																																																																													
200～300	0.25	0.2	0.1																																																																																																																													
300～500	0.25	0.2	0.15																																																																																																																													
500～1000	0.3	0.25	0.15																																																																																																																													
1000～3000	0.35	0.3	0.2																																																																																																																													
3000～10000	0.4	0.35	0.2																																																																																																																													
10000～	0.45	0.4	0.2																																																																																																																													
建築物の種類 敷地面積 ㎡	住宅	事務所	庁舎	屋外運動競技施設	その他																																																																																																																											
200未満	0.4 × 通減率	0.2 × 通減率	0.5 × 通減率	0.6 × 通減率	0.2 × 通減率																																																																																																																											
200～500	0.4	0.2	0.5	0.6	0.2																																																																																																																											
500～1000	0.5	0.3	0.6	0.7	0.3																																																																																																																											
1000～3000	0.6	0.5	0.7	0.7	0.5																																																																																																																											
3000～10000	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6																																																																																																																											
10000～30000	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7																																																																																																																											
30000～	0.8	0.7	0.8	0.8	0.7																																																																																																																											
A地域	風致地区の核として優良な風致を特に保全すべき地域																																																																																																																															
B地域	核としての地域をとりまくなど風致地区の美観、雰囲気を守る役割を果たすべき地域 第一種低層住居専用地域など																																																																																																																															
C地域	住宅を中心として一定程度の風致が維持されている地域 第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域など																																																																																																																															
D地域	風致が相当失われている地域 近隣商業地域及び商業地域など																																																																																																																															
S地域	公共的な街づくり手法等の適用を受けた地区で、特殊な位置づけを与えるべき地域																																																																																																																															
緑地率	地域	主な適用するケースの例																																																																																																																														
30%	A地域	◎既存不適格建築物の建替えのため、イ・ロの緩和を受ける場合																																																																																																																														
	B地域	◎三角地などの不整形地においてロの緩和を受ける場合																																																																																																																														
		◎用途上等においてやむを得ずイ・ロの緩和を受ける場合																																																																																																																														
	B地域	◎既存不適格建築物の建替えのため、ハの緩和を受ける場合																																																																																																																														
	C地域	◎都市計画で定める建ぺい率が風致の基準を大きく超える場合に、イの緩和を受ける場合																																																																																																																														
20%	B地域	◎既存不適格建築物の建替えのため、イ・ロの緩和を受ける場合																																																																																																																														
	B地域	◎120㎡未満の住宅用地において、イ・ロの緩和を受ける場合																																																																																																																														
	C地域	◎三角地などの不整形地においてロの緩和を受ける場合																																																																																																																														
		◎用途上等においてやむを得ずイ・ロの緩和を受ける場合																																																																																																																														
D地域	◎都市計画で定める建ぺい率が風致の基準を大きく超える場合に、イ																																																																																																																															
(1)	将来において高木、中木及び低木等が一体となって良好な自然環境を形成するようなものであること。																																																																																																																															
(2)	外柵等 はできる限り 生垣 であること。																																																																																																																															
(3)	植栽の割合は、 敷地面積の10分の2以上 であること。ただし、建物の用途（学校、幼稚園、保育園など）上、植栽をその敷地の10分の2以上確保することが困難であると判断でき、その建物の周りに高、中木等の植栽を施すなど、周辺風致に配慮されていると認められる場合は、この限りではない。																																																																																																																															
(4)	道路前面 には、できる限り 生垣及び高、中木の植栽 が施されていること。																																																																																																																															
(5)	人工地盤上及び地下車庫上も土壌を厚く取り、極力植栽が施されていること。																																																																																																																															
(6)	植栽する樹種については、別表に示す「樹木選定参考図」の中から選定されていること。																																																																																																																															

自治体名	杉並区(全域)	世田谷区(風致地区内)	鎌倉市(風致地区内)																																																																								
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>の緩和を受ける場合 ◎既存不適格建築物の建替えのため、ハの緩和を受ける場合</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>C地域 D地域</td> <td>◎既存不適格建築物の建替えのため、イ・ロの緩和を受ける場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D地域</td> <td>◎120㎡未満の住宅用地において、イ・ロの緩和を受ける場合 ◎三角地などの不整形地においてロの緩和を受ける場合 ◎用途上等においてやむを得ずイ・ロの緩和を受ける場合</td> </tr> </table>			の緩和を受ける場合 ◎既存不適格建築物の建替えのため、ハの緩和を受ける場合	10%	C地域 D地域	◎既存不適格建築物の建替えのため、イ・ロの緩和を受ける場合		D地域	◎120㎡未満の住宅用地において、イ・ロの緩和を受ける場合 ◎三角地などの不整形地においてロの緩和を受ける場合 ◎用途上等においてやむを得ずイ・ロの緩和を受ける場合																																																																
		の緩和を受ける場合 ◎既存不適格建築物の建替えのため、ハの緩和を受ける場合																																																																									
10%	C地域 D地域	◎既存不適格建築物の建替えのため、イ・ロの緩和を受ける場合																																																																									
	D地域	◎120㎡未満の住宅用地において、イ・ロの緩和を受ける場合 ◎三角地などの不整形地においてロの緩和を受ける場合 ◎用途上等においてやむを得ずイ・ロの緩和を受ける場合																																																																									
算定基準	<p>①緑地面積</p> <p>◆既存樹木</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要件</th> <th>算定面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高木</td> <td>高さ3m</td> <td>3㎡</td> </tr> <tr> <td>高さ3m超</td> <td>$(樹高 \times 0.7 \times 1/2)^2 \times 3.14$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中木</td> <td>高さ1.5m</td> <td>1㎡</td> </tr> <tr> <td>高さ1.5m超</td> <td>$(樹高 \times 0.7 \times 1/2)^2 \times 3.14$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低木</td> <td>枝幅60cm</td> <td>1㎡</td> </tr> <tr> <td>枝幅60cm超</td> <td>水平投影面積</td> </tr> <tr> <td>樹林</td> <td></td> <td>水平投影面積×2</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆新たな植栽</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>算定面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独樹</td> <td>樹冠投影面積</td> </tr> <tr> <td>植栽地の設置</td> <td>植栽地の面積</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記により確保できない場合、<u>屋上緑化・壁面緑化</u>により代替可能</p> <p>②接道部緑化 樹木の植栽</p> <table border="1"> <tr> <td>算定長さ(m)</td> </tr> <tr> <td>樹冠径(樹木の枝張りの長さ)の合計</td> </tr> </table> <p>接道部緑化が困難な場合、次により緑地面積へ代替可能 代替緑地面積(㎡) = 不足する接道部緑化延長(m) × 0.3</p>	種類	要件	算定面積(㎡)	高木	高さ3m	3㎡	高さ3m超	$(樹高 \times 0.7 \times 1/2)^2 \times 3.14$	中木	高さ1.5m	1㎡	高さ1.5m超	$(樹高 \times 0.7 \times 1/2)^2 \times 3.14$	低木	枝幅60cm	1㎡	枝幅60cm超	水平投影面積	樹林		水平投影面積×2	種類	算定面積(㎡)	単独樹	樹冠投影面積	植栽地の設置	植栽地の面積	算定長さ(m)	樹冠径(樹木の枝張りの長さ)の合計	<p>次に掲げる項目ごとに算定した面積を合算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>算定面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">単独木</td> <td>高木 (樹高3m超)</td> <td>3㎡ $(樹高 \times 0.7 \times 1/2)^2 \times 3.14$</td> </tr> <tr> <td>中木 (樹高3m超)</td> <td>1㎡ $(樹高 \times 0.7 \times 1/2)^2 \times 3.14$</td> </tr> <tr> <td>低木</td> <td>樹冠投影面積</td> </tr> <tr> <td>緑地帯</td> <td>区画して植栽された土地の面積</td> </tr> <tr> <td>生垣</td> <td>生垣の幅×長さ ※生垣の幅は0.6mとして算定可能</td> </tr> <tr> <td>ベランダ緑化 ※ベランダに植え柵等を設置して樹高0.6m以上の樹木を植栽したもの</td> <td>植え柵等の幅×長さ×0.3 ※植え柵等の幅は1mとして算定</td> </tr> <tr> <td>壁面緑化 ※ツル植物で外壁全体を植栽するもの</td> <td>ツル植物の高さ×延長×0.3 ※ツル植物の高さは1mとして算定</td> </tr> <tr> <td>屋上緑化</td> <td>屋上部における緑化面積×0.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">割増し算定</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①既存の良好な樹木等を保全して緑化した場合の割増し</td> </tr> <tr> <td colspan="2">◆単独木については、1.5倍算定</td> </tr> <tr> <td colspan="2">◆樹林又は群植の場合は、2倍算定</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②接道緑化に対する割増し</td> </tr> <tr> <td colspan="2">◆1.2倍算定(①の割増しとの併用不可)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	算定面積(㎡)	単独木	高木 (樹高3m超)	3㎡ $(樹高 \times 0.7 \times 1/2)^2 \times 3.14$	中木 (樹高3m超)	1㎡ $(樹高 \times 0.7 \times 1/2)^2 \times 3.14$	低木	樹冠投影面積	緑地帯	区画して植栽された土地の面積	生垣	生垣の幅×長さ ※生垣の幅は0.6mとして算定可能	ベランダ緑化 ※ベランダに植え柵等を設置して樹高0.6m以上の樹木を植栽したもの	植え柵等の幅×長さ×0.3 ※植え柵等の幅は1mとして算定	壁面緑化 ※ツル植物で外壁全体を植栽するもの	ツル植物の高さ×延長×0.3 ※ツル植物の高さは1mとして算定	屋上緑化	屋上部における緑化面積×0.2	割増し算定		①既存の良好な樹木等を保全して緑化した場合の割増し		◆単独木については、1.5倍算定		◆樹林又は群植の場合は、2倍算定		②接道緑化に対する割増し		◆1.2倍算定(①の割増しとの併用不可)		<p>◆木竹が保全される土地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>算定面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独樹</td> <td>樹冠投影面積</td> </tr> <tr> <td>複数の接する樹木 樹林地</td> <td>外側にある各樹木の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた面積</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆新たな植栽</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>算定面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高木</td> <td>1.8㎡</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>0.5㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>20%に満たない部分は、<u>生垣(0.4m×延長で算定)、芝生等で補う。</u></p>	種類	算定面積(㎡)	単独樹	樹冠投影面積	複数の接する樹木 樹林地	外側にある各樹木の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた面積	種類	算定面積(㎡)	高木	1.8㎡	中木	0.5㎡
種類	要件	算定面積(㎡)																																																																									
高木	高さ3m	3㎡																																																																									
	高さ3m超	$(樹高 \times 0.7 \times 1/2)^2 \times 3.14$																																																																									
中木	高さ1.5m	1㎡																																																																									
	高さ1.5m超	$(樹高 \times 0.7 \times 1/2)^2 \times 3.14$																																																																									
低木	枝幅60cm	1㎡																																																																									
	枝幅60cm超	水平投影面積																																																																									
樹林		水平投影面積×2																																																																									
種類	算定面積(㎡)																																																																										
単独樹	樹冠投影面積																																																																										
植栽地の設置	植栽地の面積																																																																										
算定長さ(m)																																																																											
樹冠径(樹木の枝張りの長さ)の合計																																																																											
項目	算定面積(㎡)																																																																										
単独木	高木 (樹高3m超)	3㎡ $(樹高 \times 0.7 \times 1/2)^2 \times 3.14$																																																																									
	中木 (樹高3m超)	1㎡ $(樹高 \times 0.7 \times 1/2)^2 \times 3.14$																																																																									
	低木	樹冠投影面積																																																																									
緑地帯	区画して植栽された土地の面積																																																																										
生垣	生垣の幅×長さ ※生垣の幅は0.6mとして算定可能																																																																										
ベランダ緑化 ※ベランダに植え柵等を設置して樹高0.6m以上の樹木を植栽したもの	植え柵等の幅×長さ×0.3 ※植え柵等の幅は1mとして算定																																																																										
壁面緑化 ※ツル植物で外壁全体を植栽するもの	ツル植物の高さ×延長×0.3 ※ツル植物の高さは1mとして算定																																																																										
屋上緑化	屋上部における緑化面積×0.2																																																																										
割増し算定																																																																											
①既存の良好な樹木等を保全して緑化した場合の割増し																																																																											
◆単独木については、1.5倍算定																																																																											
◆樹林又は群植の場合は、2倍算定																																																																											
②接道緑化に対する割増し																																																																											
◆1.2倍算定(①の割増しとの併用不可)																																																																											
種類	算定面積(㎡)																																																																										
単独樹	樹冠投影面積																																																																										
複数の接する樹木 樹林地	外側にある各樹木の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた面積																																																																										
種類	算定面積(㎡)																																																																										
高木	1.8㎡																																																																										
中木	0.5㎡																																																																										

自治体名	杉 並 区 (全域)	世 田 谷 区 (風致地区内)	鎌 倉 市 (風致地区内)